裁決書

審查請求人

処分庁

川崎市高津福祉事務所長

審查請求項目

平成18年9月22日付け・18福川 高保福第36号-5345生活保護決 定処分(障害者加算認定)

審査請求人が平成18年10月23日付けで提起した上記処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る川崎市高津福祉事務所長が行った生活保護決定処分(障害者加算認定)は、これを取り消す。

理由

1 事実

審査請求人が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに川崎市高津 福祉事務所長(以下「処分庁」という。)から提出された弁明書及び関係 書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1)請求人は、平成7年8月3日に生活保護を申請し、同日付けで生活保護 法(以下「法」という。)に基づく保護が開始されたこと。
- (2) 処分庁は、平成17年3月17日に東横惠愛病院に病状調査を行い、請求人がで受診中であり、初診は平成7年8月7日である旨の記録をしたこと。
- (3) 請求人は、平成17年6月2日付けで精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を取得し、その障害等級は 級であったこと。
- (4)請求人は、平成18年9月19日に処分庁が訪問面接した際、処分庁が 手帳の取得について言及したところ、手帳の取得していることを報告したこと。
- (5) 処分庁は、請求人からの手帳の写し及び高津区役所障害者支援担当部局への照会により、請求人が平成17年6月2日付けで手帳を取得しその程度は一級であることを確認し、平成18年9月22日付けで平成18

年10月1日より障害者加算を認定するとの保護変更決定処分を行ったこと。

2 請求人の主張

平成17年6月2日に手帳 級を取得したが、平成18年9月19日にケースワーカーから手帳の話をされたので、所持していることを話したところ、平成18年10月から障害者加算が認定された。処分庁は平成11年5月に手帳の取得を促したというがそういう事実はない。処分庁は障害者加算について説明する義務があったのに、何の説明もなかったのであるから、手帳を取得した日から障害者加算を認定してもらいたい。

よって、処分庁が行った平成18年9月22日付けの保護変更決定処分の取り消しを求める。

3 処分庁の主張

法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補填することを目的として設定されたものであり、加算対象者により高い生活水準を保障しようとするものではないため、既に生活がなされた分についての追加支給は加算の趣旨に反する。

加算が支給されなかった原因は、請求人が手帳の取得を申告しなかったことによるものであるので、請求人の責に帰すものである。請求人は、手帳取得の申告を行わなかった理由を、保護開始後一度も手帳についての説明を受けなかったとしているが、処分庁の手帳取得の勧めに対し、請求人自身が断ったとの経緯があり、請求人の訴えは事実と異なる。

よって、本件処分は正当な処分であり、本件審査請求は棄却するとの裁決を求める。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法第8条第1項及び第2項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により」「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮し」て行うと定めている。

上記法条に基づき、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月 1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)が定められ、 障害者加算アは身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程 度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年 金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が 固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)及び障害者加算イは障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)について行うこととされている。(保護の基準別表第1第2章の4の(2))。

さらに、障害の程度の判定等認定方法について、昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。)が定められている。これによれば、障害の程度の判定は、「原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」(局長通知第6の2の(2)の工の(ア))とされ、所持していないものについては、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」(局長通知第6の2の(2)の工の(イ))とされている。本件手帳は、厚生労働省社会・援護局保護課長通知(以下「課長通知」という。)により、交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病についての初診日から1年6月を経過している場合に限り「障害の程度が確認できる書類」として取扱って差しつかえないとされるものである。また、障害者加算の認定時期について、「促業受給中の者にのいて、日のおかって、

「保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」(局長通知第6の2の(2)のエの(ウ))とされている。

また、障害者加算は、障害を負っているため最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする特別需要に着目して基準生活費に上積みをする制度であり、加算を含めて最低生活費として認定するものである。

これを本件処分についてみると、平成18年9月19日に処分庁が手帳の取得について言及したところ、請求人は既に取得している事実を報告した。処分庁は、請求人の報告を受けて、請求人が平成17年6月2日に手帳の級を取得したことを確認し、平成18年9月22日付けで平成18年10月1日から障害者加算を認定することを決定した。

請求人は、平成7年8月7日からで同一医療機関に継続して 受診しており、平成17年6月2日に手帳を取得したことにより、障害者 加算を認定するべき事由が生じ、同日から請求人の最低生活費における障 害者加算にかかる特別需要は存在していたといえる。

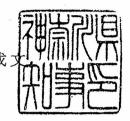
したがって、平成18年10月1日から障害者加算を認定した本件処分

は不当である。

よって、行政不服審査法(昭和37年9月15日法律160号)第40条3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成18年12月11日

神奈川県知事 松沢 成



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした川崎市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

厚生労働省所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号